

電波法及び放送法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令参照条文

○電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年六月十日法律第六十三号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 （略）

二 第二条の規定、第三条中放送法の目次、第七十一条の二第二項第一号及び第七十三条第二項第一号の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八十四条の改正規定、同法第九十三条の改正規定（同条第一項第七号又の改正規定（「第二項」を「第六項」に改める部分を除く。）を除く。）、同法第九十七条第二項及び第百三条の改正規定、同法第一百条の次に一条を加える改正規定、同法第一百六条及び第百十六條の三の改正規定、同条を同法第一百六條の四とし、同法第一百六條の二を同法第一百六條の三とし、同法第五章第二節第二款に一条を加える改正規定、同法第一百六條の六の改正規定、同法第五章第二節第三款中同条を同法第一百六條の七とし、同法第一百六條の五を同法第一百六條の六とし、同法第一百六條の四を同法第一百六條の五とする改正規定、同法第二百二十五條の改正規定、同法第二百五十九條の改正規定（同条第二項第五号チの改正規定（「第二項」を「第六項」に改める部分を除く。）を除く。）、同法第六十条第二号及び第百六十一条第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第百六十六條及び第百七十七條第一項第一号の改正規定、同項第二号の改正規定（「収支予算等の認可」の下に「、第七十三条の二第二項ただし書（還元目的積立金の取崩しに係る認可）」を加え、「第十六條の三第一項」を「第百十六條の四第一項」に改める部分に限る。）、同項第四号の改正規定（「第百十六條の四第五項」を「第百十六條の五第五項」に、「第百六十六條第二項」を「第百六十六條第六項」に改める部分に限る。）、同項第五号の改正規定（「支配関係」の下に「、第六十四条第四項（割増金の額に係る倍数）」を加える部分を除く。）、同法第百九

十一條第一項に二号を加える改正規定並びに同法第九十三條第一号の改正規定並びに附則第三條及び第八條の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日